

人と自然・都市と農村が共存する共生型土地利用

今回の計画の特色として、

従来の開発と保全に区分する土地利用のあり方にとらわれない、笠岡らしさを活かした新しい土地利用形態である「共

生型土地利用」を設定したこ

とが挙げられます。

これは、人口定着や地域の活性化などを目指したもので、

大きく分けて、市外からの新たな定住希望者や住み替え需要に対応するための「環境共生エリア」と、笠岡湾干拓地

の農業資源を活かした土地利用を誘導する「農業共生エリア」の2つがあります。

五地域別のまわりくつ構想

皆さんとともに考え、地域の特色やアイディアを活かしながら、きめ細かい計画を策定しました。

○土地取引には届出が必要になる場合があります
一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合、土地を取得した人は、契約を結んでから2週間以内に、土地の所在する市町村役場まで届け出してください。



都市計画マスター・プラン案を開覧できます

市ホームページまたは都市計画課で閲覧できます。この案へのご意見をお寄せください。ご意見は11月12日(金)までにお願いします。

市ホームページまたは都市計画課で閲覧できます。この案へのご意見をお寄せください。ご意見は11月12日(金)までにお願いします。

◆届出が必要な土地取引の形態は?
売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡

※これらの取引の予約も含む。

◆一定面積以上とは?

市街化区域	市街化区域を除く都市計画区域	都市計画区域以外の区域
一千m ²	五千m ²	一万m ²

問合せ:岡山県地域振興課

086-2226-7254

《ホームページ》

kasaoka.okayama.jp

okayama.jp/tosikeikaku

電話番号: 086-2138

宛先・問合せは
〒714-8601
笠岡市中央町一一一
都市計画課
☎⑨2138 ☎⑨2185
《Eメール》 tokei6@city.

kasaoka.okayama.jp

http://www.city.kasaoka.

okayama.jp/tosikeikaku

笠岡市都市計画課

086-2226-7254

電話番号: 086-2138